

令和2年10月20日

寿都町議会 議長 小西正尚 殿

審査請求人 神 貢一 印

審査請求書 補充書

令和2年10月7日に行った審査請求書について、審査請求の理由に(3)を補充します。

5 審査請求の理由

(3)「原子力基本法」の第2条には、「原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」とある。これは「原子力3原則」と呼ばれ、日本の原子力研究・開発・利用においては、民主・自主・公開の3つを守らなくてはならないという規定である。

寿都町議会の全員協議会が非公開と取り決めていたとしても、そこで議論されている内容が原子力に関わるときには「原子力3原則」に従わなくてはならない。令和2年2月から8月に行われた全員協議会においては、原子力政策のひとつである高レベル放射性廃棄物処分場に関わる議論が行われていたことはすでに明らかになっている。「原子力3原則」のひとつである公開を守り、その議事録等は公開されなくてはならない。